

【資料】

地域分散的資源の地域主体による活用促進法案

——（法案作成講座第12期：2016年12月）

2004年秋から、毎年、異なるテーマで法案を作成する自主講座「法案作成講座」を、東京田町のキャンパスイノベーションセンター東京において開催してきた。今年は、地域分散的に得られる資源は地域の主体が活用して生活を営む権利を有するものであることを述べる「地域分散的資源の地域主体による活動促進法案」を作成した。開催日程は、12月2日、9日、16日の三日間でともに18：30-21：00、参加者は、学生、公務員、大学教員、会社員など15名であった。（倉阪 秀史）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地域分散的資源の活用が地域主体が主導的役割を担いつつ行われるべきことに鑑み、地域分散的資源の活用について、基本理念、地方公共団体が講ずべき地域分散的資源の活用に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画の作成、当該計画に基づく地域分散的資源の活用に関する事業の推進等について定めることにより、地域分散的資源の活用に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

- 一 太陽光
- 二 風力
- 三 水力
- 四 地熱

五 バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、

可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

六 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの

2 この法律において「バイオマス資源」とは、動植物に由来する有機物である資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭（以下「化石資源」という。）を除く。）をいう。）

3 この法律において「循環資源」とは、次に掲げる物のうち有用なものをいう。

一 廃棄物

二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）若しくはエネルギー又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）若しくはエネルギー

- 4 この法律において「地域分散的資源」とは、再生可能エネルギー源、バイオマス資源、循環資源、水資源のいずれかに該当する資源をいう。
- 5 この法律において「地域主体」とは、地域分散的資源が得られる市町村の区域に居住する者、所在する事業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 地域主体は、当該主体に係る地域分散的資源を活用して生活を営む権利を有する。

- 2 地域分散的資源について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者であって、地域主体でないもの（以下「地域外主体」という。）は、前項に定める地域主体の権利を尊重しなければならない。

（基本方針）

第四条 主務大臣は、地域分散的資源の地域主体による活用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 地域分散的資源の地域主体による活用の促進の意義及び目標に関する事項
 - 二 地域分散的資源の地域主体による活用の促進のための施策に関する基本的事項
 - 三 地域分散的資源を活用する事業に係る経営の診断及び経営に対する助言に関する基本的事項
 - 四 地域分散的資源について所有権その他の使用及び収益を目的とする権利を

有する者が地域主体でない場合における調整に関する基本的事項

- 五 前各号に掲げる事項のほか、次条第一項に規定する基本計画の作成に関する基本的事項

- 六 自然環境の保全との調和その他の地域分散的資源の地域主体による活用の促進に際し配慮すべき重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 地域主体による地域分散的資源の活用の促進

（基本計画）

第五条 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における地域分散的資源の地域主体による活用に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域分散的資源の地域主体による活用に関する基本の方針

- 二 当該市町村の区域に存在する地域分散的資源の種類及び規模

- 三 前号の地域分散的資源の地域主体による活用を促進するための方策

- 四 第二号の地域分散的資源の地域外主体による活用に当たり確保されるべき事項

- 3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、自然環境の保全との調和その他の地域分散的資源の市域主体によ

る活用に際し配慮すべき事項その他主務省令で定める事項を定めるよう努めるものとする。

- 4 地域主体は、市町村に対し、基本計画の作成についての提案をすることができる。
- 5 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた基本計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。
- 6 市町村は、基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 7 第四項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(地域分散的資源を活用するための事業計画の認定)

- 第六条 地域分散的資源を活用する事業（以下「地域分散的資源活用事業」という。）を行おうとする者（その意思決定機関における議決権の二分の一以上を地域主体が有しているもの、又は設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が地域主体により拠出されているものに限る。）は、地域分散的資源活用事業に関する計画（以下「地域分散的資源活用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを前条第一項の基本計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）に提出して、その地域分散的資源活用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 地域分散的資源活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 地域分散的資源活用事業において活用する地域分散的資源の種類
 - 二 地域分散的資源活用事業の内容及び実施期間

三 地域分散的資源活用事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- 3 計画策定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る地域分散的資源活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本計画に照らして適切なものであること。
 - 二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域分散的資源活用事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、前条第一項の認定に係る地域分散的資源活用事業計画（以下「認定地域分散的資源活用事業計画」という。）に従って地域分散的資源の活用のための設備のうち総務省令で定めるものを新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、総務省令で定める方法によって算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収

額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（地方債の特例等）

第八条 計画作成市町村が、認定地域分散的資源活用事業計画に従って行おうとする地域分散的資源の活用ための設備のうち総務省令で定めるものの設置又は当該設備の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が認定地域分散的資源活用事業計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

第九条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定地域分散的資源活用事業計画に従って行おうとする地域分散的資源の活用のための設備の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設

の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（資金の確保）

第十条 国及び都道府県は、認定地域分散的資源活用計画に従った事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

第三章 地域分散的資源を活用する事業の経営診断の実施

（地域分散的資源を活用する事業の経営診断の実施に関する基準の作成）

第十一条 環境大臣は、地域分散的資源活用事業の経営の診断及び経営若しくは技術に関する助言（以下単に「経営診断」という。）の効率的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて、環境省令で、経営診断の方法その他の事項について、地域分散的資源活用事業の経営診断の実施に関する基準を定めるものとする。

（地域分散的資源を活用する事業の経営診断の業務に従事する者の登録）

第十二条 環境大臣は、地域主体がその地域分散的資源活用事業に関し適切な経営診断を受ける機会を確保するため、登録簿を備え、経営診断の業務に従事する者であって次の各号のいずれかに該当するものに関する事項を登録する。

一 次条第一項の試験に合格し、かつ、環境省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者

二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、環境省令で定めるもの

2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、環境省令で定める。

(地域分散的資源活用事業の経営診断の業務に従事する者に係る試験)

第十三条 環境大臣は、地域分散的資源活用事業の経営診断の業務に従事する者の資質の向上を図るため、地域分散的資源活用事業の経営診断に関する必要な知識についての試験を行う。

2 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であって、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、前項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 試験事務に従事する指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

5 第一項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

6 前項の受験手数料は、環境大臣が行う第一項の試験を受けようとする者の納付するものについては国庫の、指定試験機関がその試験事務を行う同項の試験を受けようとする者の納付するものについて

は当該指定試験機関の収入とする。

7 環境大臣は、指定試験機関が一般社団法人又は一般財団法人でなくなったときは、その指定を取り消さなければならない。

8 環境大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

二 不正な手段により第二項の規定による指定を受けたとき。

9 前各項に定めるもののほか、第一項の試験及び指定試験機関に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(地域分散的資源活用支援センターの指定)

第十四条 都道府県知事は、次の各号に適合する者を、その申請により、当該都道府県に一を限って指定し、その者（以下「地域分散的資源活用支援センター」という。）に、当該都道府県が行う地域分散的資源活用事業の診断、助言、調査、研究及び情報の提供（以下この項において「経営診断等」という。）のうち当該都道府県が自ら行うことが困難な経営診断等を行う事業（以下「特定支援事業」という。）を行わせることができる。

一 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であること。

二 第十二条第一項の登録を受けた者が地域分散的資源活用事業の経営診断を実施し、その人数が二名以上であること。

三 申請者が当該特定支援事業を適正かつ確実に実施できると認められる者であること。

四 申請者が次条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

（地域分散的資源活用支援センターの義務等）

第十五条 地域分散的資源活用支援センターは、当該特定支援事業を、第十一条の基準に従い、適正かつ確実に実施しなければならない。

2 都道府県知事は、地域分散的資源活用支援センターが前項の規定を遵守していないと認めるときは、当該事業の改善に関する命令、前条の指定の取消しその他必要な措置をとることができる。

第四章 雑則

（専ら地域外主体による地域分散的資源活用事業への課税）

第十六条 計画作成市町村は、地域外主体が自ら権利を有する地域分散的資源を用いて行う事業並びにこれらから生ずる収入（当該事業を実施する主体の意思決定機関における議決権の二分の一以上を地域主体が有しているもの、又は当該事業

を実施する主体の設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が地域主体により拠出されているものを除く。）に対して、地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）第六百六十九条の法定外普通税又は第七百三十一条の法定外目的税を課すことができる。

（主務大臣等）

第十七条 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣、総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五章 罰則

（罰則）

第十八条 第十三条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十三条第八項の規定による試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

* 本稿は、地球福祉環境研究センターの「研究プロジェクト6 地域の資本ストックの持続可能性を確保する政策の検討」に関わる研究成果である。（公共研究編集委員会）